

三鷹市下水道人孔口環及び蓋

規格仕様書

平成 25 年 9 月改定

三鷹市都市整備部水再生課

1 適用範囲

この仕様書は、三鷹市が使用する下水道人孔口環（以下「受枠」という。）、蓋（T-25、T-14）、及び転落防止装置（以下「梯子」という。）について性能及び機能を規定する。

2 受枠、蓋及び梯子の材質・機能・性能

受枠及び蓋の種類、品質、形状寸法、材質、塗装、試験方法、検査及び表示については、公益社団法人日本下水道協会（以下「下水道協会」という。）「下水道用鋳鉄製マンホールふた」JSWAS G-4 の最新版に定める基準を全て満たしているものとする。

3 三鷹市型の仕様について

- (1) 蓋の表面の模様は、鍵穴周辺部分を除き図－1 に示すものを標準とする。
- (2) 蓋の表面の上部に、社紋及び種類（T-25 の場合 25、T-14 の場合 14）を鋳出するとともに、中心部には三鷹市下水道標準構造図のとおり三鷹市紋章を鋳出するものとする。また、分流污水管用には「污水」、分流雨水管用には「雨水」の文字を三鷹市紋章下部に鋳出するものとする。
- (3) 蓋の裏面には、社名、材質記号、製造年、種類及び呼びを鋳出するものとする。社名については、略称やアルファベット表記等を用いることができる。
- (4) 蓋の表面模様は全て 6 mm として磨耗サインを 6 箇所以上設置し、表面模様の磨り減りが 3 mm まで達した場合、確認できるものとする。
- (5) 蓋のガス抜き穴は分流污水管用蓋においては設けないものとし、合流管用蓋及び分流雨水管用蓋においては設けるものとする。
- (6) 蓋の開閉器具用穴は、雨水及び土砂の流入を本体の構造によりできるだけ軽減できるものとし、土砂が詰まった際容易に取り除くことができる構造とする。
- (7) 蓋には自動錠を設置し、開閉は図－2 に示す専用の開閉工具を使用しない限り、容易に開けられないものとする。
- (8) 蓋の開閉は 360° の水平旋回及び 180° 垂直転回が可能な構造とする。
- (9) 蓋の浮上しろは 20 mm 以下とし、浮上後はがたつきがなく閉塞する構造とする。
- (10) 受枠は一体鋳造による手持ちがあり、かつ梯子の着脱が可能な構造とする。

4 検査

検査は製造工場における工場調査及び資器材に対する製品検査を実施するものとする。

(1) 工場調査

下水道協会の認定資格取得工場については、下水道協会発行の認定書「下水道用資器材製造工場認定書」をもって工場調査は省略する。認定資格取得工場以外については下水道協会「下水道用資器材製造工場基本調査要領」（平成 3 年 10 月 21 日制定）にもとづき工場調査を実施する。

(2) 製品検査

製品における JSWAS G-4 に定める基準については、認定資格取得工場においては当該製品への認定標章の押印（刻印）の確認をもって検査とし、その他仕様における検査は図面による確認をもって検査とする。ただし、必要に応じ市監督員立会いのもと検査を実施するものとする。

認定資格取得工場以外については市監督員立会いのもと認定資格取得工場と同様の検査を実施するものとする。

5 製品承諾

製品の製造業者はあらかじめ使用承諾願を提出するものとし、以下の各号に掲げる書類を添えて提出し、承諾を得なければならない。

ア 製品図面

イ 製品検査報告書

ウ 下水道協会下水道用資器材製造工場認定書の写し
（認定資格取得工場以外については製造工場報告書）

6 検査費用

検査における費用については、製造業者の負担とする。

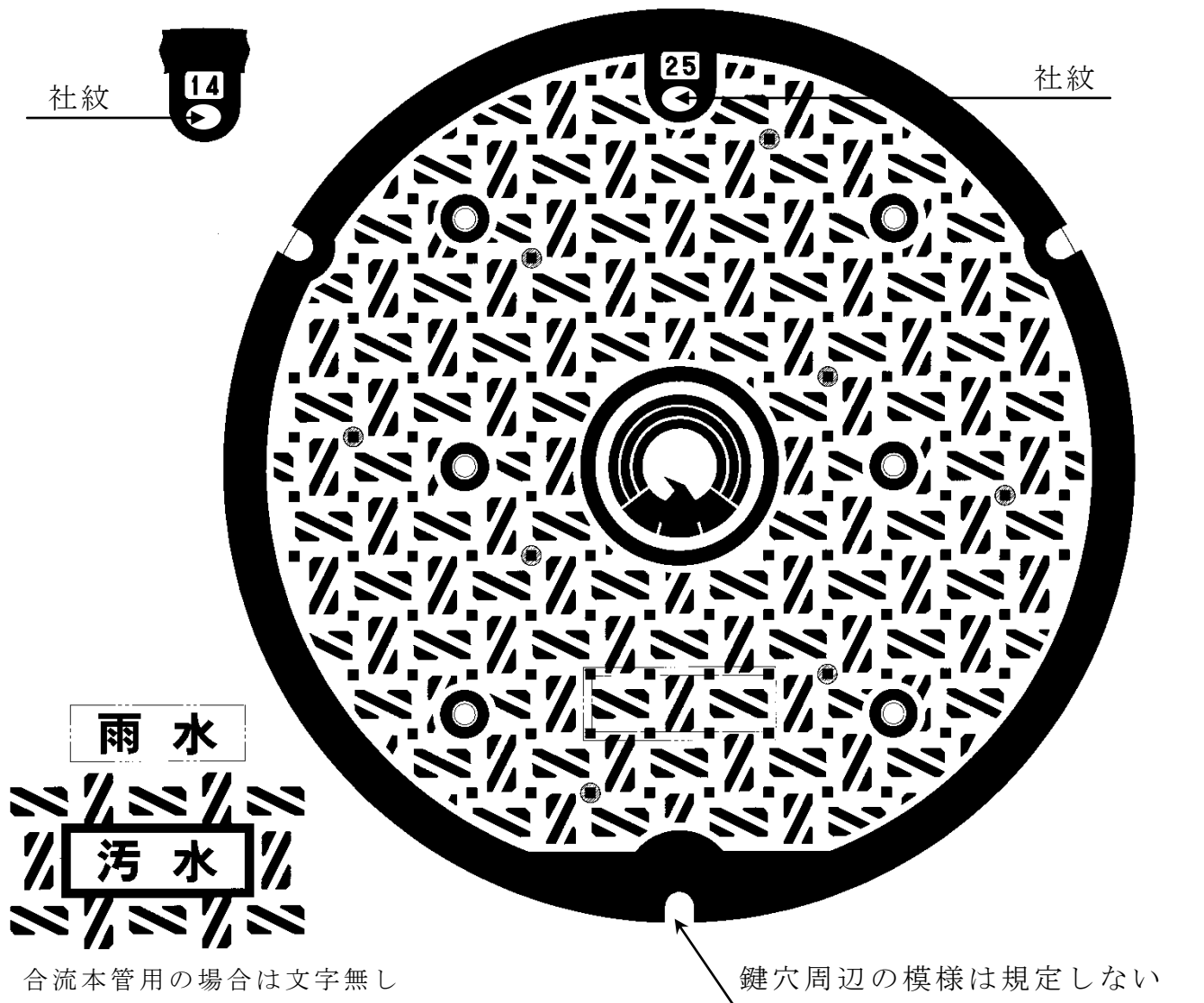
7 疑義

以上の事項に該当しない疑義が生じたときは、市監督員の指示又は両者協議の上、これを決定する。

8 一般事項

本仕様書の実施は平成 25 年 9 月 13 日とする。

三鷹市型人孔蓋標準模様



本図は、製品の標準的な模様を示すものであり、製品の形状及び構造を示すものではない。

開閉工具

